不受不施派の禁令と法華騒動

〈解読文〉

上総国・下総国百姓共、
日蓮宗不受不施伝法を
習請、其身者勿論、人ニ茂
すゝめ、重き御仕置ニ相成候
ものも有之、近年ニおよひ
候而茂不受不施之僧俗
重科に行ハるゝ所、右之内ニハ
新門徒亦者内信心抔と
名目を附、前々御仕置ニ
相成候不受不施之僧を
日蓮同様に尊敬いたし候
もの、或何之弁なく、右に
加り候ものまても、夫々咎
請候者、畢竟其所之
支配人・村役人等心附方
不行届故之儀ニ候、農業を
専一ニいとなみ、分限に
応し、先祖之法事・
追善等執行ひ候者
勿論之儀、いとまある
もの者仏道を信し候ハ
勝手次第之事ニ候得共、
日蓮宗之内、受不受之訳
等者百姓共之論すへき
事ニあらす、
公儀ゟ被立置候宗門之外、
帰依いたすへき筋ニ無之
とのミ相心得候得者事
足る儀ニ候間、是等之趣も
能々相弁、紛敷宗法之
持方等致し申間敷候、
右之通申渡候上ハ、重而
不受不施類之宗門相持候
もの有之候ハヽ、当人者
不及申、其所之もの迄も
厳科可被行候、且右両国
之外ニ而茂不受不施者
勿論之儀、都而何宗に
よらす、異風なる執行ひ

致間鋪候、万一勧め候もの
於有之者、其所之奉行所
幷御代官又者領主・地頭江
早々可申出候、
右之通、御料者御代官、
私領者領主・地頭より
不洩様可申渡候、
右之趣、可被相触候
　八月
右之通、従
公儀御書付出候間、町中江
可相触候
　卯九月

〈読み下し文〉
上総国・下総国百姓ども、日蓮宗不受不施伝法を習いうけ、その身はもちろん、人にもすすめ、重き御仕置に相なり候者もこれあり、近年におよび候ても不受不施の僧俗重科に行わるるところ、右の内には新門徒または内信心などと名目をつけ、前々御仕置に相なり候不受不施の僧を日蓮同様に尊敬いたし候者、あるいは何の弁えなく、右に加わり候者までも、それぞれ咎うけ候者、畢竟そのところの支配人・村役人など心づけ方不行届ゆえの儀に候、農業を専一に営み、分限に応じ、先祖の法事・追善など執り行い候はもちろんの儀、暇ある者は仏道を信じ候は勝手次第のことに候えども、日蓮宗の内、受不受の訳などは百姓どもの論ずべきことにあらず、公儀より立て置かれ候宗門のほか、帰依いたすべき筋にこれなくとのみ相心得え候えばこと足る儀に候あいだ、これらの趣もよくよく相弁え、紛らわしき宗法の持ち方など致し申すまじく候、右の通り申し渡し候うえは、重ねて不受不施類の宗門相持ち候者これあり候わば、当人は申すに及ばず、そのところの者までも厳科行わるべく候、かつ右両国のほかにても不受不施はもちろんの儀、すべて何宗によらず、異風なる執り行い致すまじく候、万一勧め候者これあるにおいては、そのところの奉行所並びに御代官または領主・地頭え早々申し出ずべく候、
右の通り、御料は御代官、私領は領主・地頭より洩れざるよう申し渡すべく候、
右の趣、相触れらるべく候
　八月
右の通り、公儀より御書きつけ出で候あいだ、町中え相触れべく候
　卯九月

〈用語の解説〉

・上総国、下総国…現在の茨城県と千葉県。
・仕置…処分。処罰。
・僧俗…僧侶と俗世間の人。出家と在家。
・畢竟…結果。ついには。
・専一…専念すること。第一。
・分限…身分。身のほど。
・御料…幕府領。
・私領…藩領。
・卯九月…寛政７（１７９５）年９月。

〈解説〉

日蓮宗には二つの流れがあった。一つは日蓮が説いた法華経を信じない者からは施しを受けず（不受）、また施しもしない（不施）という厳格な立場で、もう一つは信者でない者に施しはしないが、公武の権力者からの施しは例外として受けるという立場である。前者を不受不施派、後者を受不施派という。

この二派の対立が表面化したのは文禄４（１５９５）年のことであった。秀吉が方広寺の大仏開眼千僧供養への参加を命じ、日蓮宗の大勢は参加やむなしとしたが、京都妙覚寺の日奥は祖師日蓮の心を継ぐとして断固反対した。慶長４（１５９９）年、家康は「仏法は王法にしたがう」とする受不施派と不受不施派の日奥とを対決させたが、日奥はあくまで「仏法優位」を唱えたため対馬に配流となり、13年後にようやく赦免された。

寛永７（１６３０）年、受不施派の身延山久遠寺の日暹が内部対立から不受不施派の池上本門寺の日樹を訴え、幕府は受不施派を公認の宗義とした。いっぽう不受不施派は邪義であると断じて、その代表４名を追放し、日樹は伊那郡下飯田村（現飯田市）に配流となり、その地で没した。

寛文５（１６６５）年、幕府は不受不施派を禁教とし、全国的な取り締まりを強化した。以降、不受不施派は地下にもぐりこみ、地下組織としての活動に移行することになった。うわべは他宗派の寺院に檀家として所属する信者である内信、それを統率する法立、さらに法中（僧侶）から構成されていた。

史料は、寛政７（１７９５）年に出されたもので、寛文５年の不受不施派禁令から一三〇年が経過していた。上総・下総国を対象としているが、全国に向けたものであった。そこには「新門徒」「内信心」などの形で集団化し、勢力を拡大していることが挙げられ、幕府公認の宗派以外について信仰を禁ずる旨をあらためて触れている。寛政６年から７年にかけて下総国の不受不施派を弾圧した「多古法難」がその発端といわれている。

高遠藩でも天明６（１７８６）年、春近郷小出村で「法華騒動」

がおきた。曹洞宗常輪寺の檀家であった茂左衛門が離檀して、法華（日蓮）宗深妙寺の檀家となった。その後、深妙寺からも離れ、数十戸の信徒を集めて「今日蓮」と称して、「御法度宗門の類」の行動にでた。このため、小出村の常輪寺・深妙寺と殿島村の光久寺が連名で藩に訴え出た。茂左衛門はとらえられ、同年９月に家族とともに領外追放となった。茂左衛門のほかにも、春近郷・入野谷郷・藤沢郷の関係者がとらえられ、入牢３人・手鎖14人の処罰者がでた。働き手を失い、農作業に支障があるとして家族からの懇願により、法華宗で荊口村の弘妙寺と山室村の遠照寺があらためて願い出て農繁期に限定の就業がみとめられたという。

宝暦10（１７６０）年、同じく常輪寺から勘助という百姓が離檀して深妙寺の檀家になったことがあったが、この時は本人一代限りとすることで決着した。勘助の妻子は従来通り常輪寺の檀家にとどまり、茂左衛門のような騒動に発展することはなかった。

〈高校教科書の記述〉

◇幕府の禁じたキリスト教や日蓮宗不受不施派〔注〕を信仰させないために、武士も神職もだれもが檀那寺の檀家になって、寺請証明を受けた。

〔注〕法華を信じない者の施しを受けず、施しもしないとする日蓮宗の一派で、幕府権力よりも宗教が優越するという信仰をもっていた。（『詳説日本史』山川出版社・１５９頁）

◇このほか、幕府は修験道・陰陽道などの宗教も認めたが、幕府にしたがわない不受不施派は弾圧した。（『日本史探究』東京書籍・１４３頁）

【参考文献】

・高柳眞三ほか編『御触書天保集成（下）』岩波書店
・五味文彦ほか編『ちょっとまじめな日本史Ｑ＆Ａ　近世・近代』山川出版社
・長谷川正次『高遠藩』〈シリーズ藩物語〉現代書館